

第14回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成30年8月23日(木)午後1時55分
閉 会 平成30年8月23日(木)午後2時50分
場 所 市役所北庁舎3階第4会議室

2 会議録署名委員

- 11番 平田佳子 委員 12番 澤井泰造 委員
17番 石坂脩 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 朝倉泰則 委員 | 2番 千金楽千詠 委員 |
| 3番 田中繁 委員 | 4番 榎本重雄 委員 |
| 5番 志水清隆 委員 | 6番 戸塚孝 委員 |
| 7番 川辺初太郎 委員 | 8番 都築一 委員 |
| 9番 菊池伸明 委員 | |
| 11番 平田佳子 委員 | 12番 澤井泰造 委員 |
| 13番 田中仁志 委員 | 14番 伊藤久夫 委員 |
| 15番 筒井敏彦 委員 | 16番 河内邦男 委員 |
| 17番 石坂脩 委員 | 18番 松村良夫 委員 |
| 19番 市川耕作 委員 | 20番 小牧直子 委員 |

4 欠席委員

- 10番 小林茂 委員

5 議 長

- 17番 石坂脩 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 小柴靖也局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 樫澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 特定農地貸付けの承認について
- 8 第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 9 その他
 - (1) 8月度活動報告について
 - (2) 次回の総会開催日
 - (3) その他

午後1時55分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第14回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、10番、小林委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、11番、平田委員さん、12番、澤井委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、724平方メートル。届出書が到達した日は平成30年7月24日、転用の目的は駐車場となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は小柳町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、463平方メートル。届出書が到達した日は平成30年8月6日、転用の目的は共同住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は川辺委員さんをお願いしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） 昨日、確認に行きました。トラクターで耕してあり問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、川辺委員さん如何でしょうか。

○委員（川辺委員） はい、8月13日に現地を見に行きました。工事に取り掛かる寸前でした。特に問題はありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（「異義なし」の声）

ご質問等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は中央区銀座〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、2,990平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年7月18日、転用の目的は建売住宅26棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。第1項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、一ヶ月前くらいに連絡を貰い、その時点で見に行っています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願いの件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、朝日町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は朝日町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇の合計3筆、畑、2,953平方メートル。

2ページから4ページは〇〇氏から提出された、証明願、特例適用農地の明細書、

営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、うちの畑の西側で南側にはブルーベリーが植えてあります。何の問題もありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は5件です。第1項から第5項まで続けて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成27年8月11日から平成30年7月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○○の○、○○○○、土地の所在は四谷○の○○の○、○、○の一部、○の○の○、○の○○の○、○、○、○の○○の○、○、○の○○の○、○の○○の○から○○の合計16筆、田、4、794平方メートル。

第2項、次の者が平成27年9月17日から平成30年8月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、矢崎町○の○○の○、○○○○、土地の所在は是政○の○○の○、○○の合計2筆、畑、529.71平方メートル。

第3項、次の者が平成27年10月2日から平成30年8月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、本宿町○の○○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○○の○から○○の合計10筆、田、3、576平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成27年9月10日から平成30年8月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町○の○○の○、○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○○、○の○○の○の合計2筆、畑、1、139平方メートル。

第5項、次の者が平成27年7月23日から平成30年8月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇の一部、〇の〇〇の〇の合計5筆、畑、1,045.95平方メートル。

3ページから6ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜、米を生産しています。

7、8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。

9ページから11ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日都合により欠席となり、その連絡の際に、現地確認の結果問題はなかった、との連絡を受けています。

13ページから15ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で梨を生産しています。

16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

17ページから19ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で小松菜を生産しています。

20ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

21ページから24ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で枝豆ブロッコリー等野菜を生産しています。

25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。以上よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。第1項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、15日に現地を見てきました。自宅と地続きの畑はハウスが3棟ありまして野菜を作っています。3丁目の3箇所の農地の内、1箇所は半分くらいに稲を残りはねぎが植えてありました。いずれにしろ四谷でも1、2を争うほど真面目に耕作していますので、全く問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項は先ほど事務局から報告があったとおりです。第3項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を8月20日に確認してきまして、主に梨が栽培されていて、残りに柿が植えてあり、その残りは耕されていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員） はい、先日現地を確認したところ、きちっと肥培管理されていて問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第5項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、22日に確認してきました。現地は草一つないすばらしい農地でした。全く問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項については、証明することいたします。

次に、「第5号議題 特定農地貸付の承認について」を議題とします。申請件数は1件です。

本件は、○○委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思います。（○○委員退席）

○議長（石坂委員） それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、特定農地貸付の承認について。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、マインズ農業協同組合が別紙農地を市民農園にするため、特定農地の貸付けに供する農地として承認の申請があったものです。

2ページに移りまして、1の土地の所在等は、四谷○の○○の○、294平方メートル。

次に2の貸付主体等は、分梅町3の65の1、マインズ農業協同組合、代表理事組合長、小澤嘉一。権利の種類等は、賃借権の設定で、当該地の土地所有者は、四谷○の○○の○、○○○○。

3の農園の名称は、仮称、JAマインズふれあいファーム○○、区画数は12で、3ページの図面のとおりでございます。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、現地は近くなので、毎日のように通っていますが、今は、なすなど野菜がつくられ肥培管理も良く問題ありません。

○議長（石阪委員） これは賃借権の設定ということですが、期間はどうなっていますか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、農協から出されている書類には書いてありませんので、後で確認します。（後日、2年間を予定していることを確認。）

○議長（石阪委員） 賃借料はどうですか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、農協と〇〇さんとの賃借料は分かりませんが、農協からの貸出金額は、1区画、1ヶ月、2,310円と聞いています。

○委員（菊池委員） はい、これは特定農地の貸付ということで、通常の農地の貸し借りとの違いを説明してもらおうと良いと思いますが。

○事務局（樫澤事務職員） はい、特定農地の貸付ですが、都市の住民が農業に触れ、親しむ場を多くの人に提供し、自家用の野菜等を栽培する小面積の農園である市民農園を運営する決まりを決めるものです。農地を区割りして利用者に貸出す場合には10アール未満の小面積、5年を超えない短期間、相当数の人を対象とした一定の条件での貸付け、利用者の栽培は非営利などの要件を満たし、農業委員会の承認を得る必要があります。雑駁な説明ですが以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、他にございますか。

○委員（戸塚委員） はい、ここで農地の貸し借りがしやすくなると聞きましたが、府中市に貸す場合と農協に貸す場合、また企業に貸す場合等、違っている内容が分かっているならば教えてください。

○事務局（小柴事務局長） はい、特定農地の貸付は市と農協の場合はほとんど同じで、企業の場合は市など公的団体を経由した転貸しとなり、貸付協定を結ぶ必要があります。

これらはいずれも市民農園を開設する場合で、お尋ねの農地の貸し借りがしやすくなるのは、それとは別に農地の有効利用を図るために、都市農地の貸借の円滑化に関する法律で、生産緑地を対象とした貸借となります。

9月から施行され、一定の条件を満たせば貸借が可能となるもので納税猶予の継続も可能となっております。詳細についてはこれから連絡があると思われしますので、随時ご連絡させていただきたいと思っております。

○委員（戸塚委員） ○○○○さんの市民農園と今回の市民農園とはどこが違うのですか。

○事務局（小柴事務局長） はい、○○さんの農園は体験農園という位置づけで、それぞれ区画割をするのは一緒ですが、○○さんが作るものを決め、種や細かな消耗品を用意し、○○さん指導の下に皆が同じように栽培をするやり方です。それに対して、今回の市民農園はそれぞれの区画をそれぞれの方が何を作るか考え、種等を自分で購入し、栽培するやり方で、そこが大きく違うところです。

○議長（石坂委員） はい、他にございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件については承認することにいたします。

○○委員さんが、お戻りになるまで少しお待ちください。（○○委員着席）

○○委員さん、本件は承認することになりましたので、お伝えします。

次に、「第6号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」を議題とします。

本件の説明のため、公園緑地課職員の方が総会に出席していますので、早速説明をお願いします。

○公園緑地課（後藤課長補佐） はい、本来ですと公園緑地課長の轟が説明するところですが、本日出張しておりますので、私、課長補佐の後藤が説明させていただきます。

生産緑地に関しましては、平成4年に513箇所129ヘクタールでしたが、平成28年度には100ヘクタールを割り込み、現在では、450箇所97ヘクタールとなっている状況です。本市としましても昨年12月に生産緑地の指定基準を500平方メートルから300平方メートルに引き下げ、減少の歯止めに取り組んでおりところでございます。

また、平成34年度には、当初の指定から30年の転機を迎え、今後も税制の優遇措置を受けるには特定生産緑地の指定を受けなければなりません。このため、再指定の手続きを円滑に進めるため、農業委員会の皆さまとご相談をし、連携を図りながら行いたいと考えています。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地の削除及び追加指定をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受付け、平成30年7月9日に農業委員会土地利用部会の皆様に現地調査を、平成30年7月27日には、農業委員会から農地に該当している旨の回答をいただいております。

削除については、昨年10月から本年3月末までに買取りの申し出があったものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、9月上旬に東京都協議の手続き、その後公告・縦覧を行い、本年11月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日も説明する内容は、縦覧前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約97.61ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは7件で、面積は約6,790平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは10件で、面積は約5,320平方メートルになります。

続きまして、3ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

下段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、455件から455件で増減はありません。面積は約97.76ヘクタールから約97.61ヘクタールとなり、約0.15ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、担当より計画図にてご説明いたします。

○公園緑地課（宮本係長） はい、会長、はじめに、4ページの計画図、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分に既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央 番号26 地区名 紅葉丘。

府中第二中学校の東側、紅葉丘中央公園の南側に位置し、平成30年1月31日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,900平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

はじめに、右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う区域となっております。

図面中央 番号567 地区名 押立町。

押立町公園の東側、中央自動車道の南側に位置し、地区の一部、約140平方メートルを追加するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。

図面中央 番号151 地区名 小柳町。

小柳小学校の東側、府中3・3・4号線しみず下通りの南側に位置し、平成30年3月27日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約410平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。

はじめに、図面中央左側 番号161 地区名 若松町。

府中3・5・14号線九中通りの西側、都道299号線旧甲州街道の南側で、清水が丘北公園の北東側に位置し、平成30年3月27日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約650平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央 番号164 地区名 若松町。

府中3・5・14号線九中通りの西側、都道299号線旧甲州街道の南側で多磨霊園駅の北側に位置し、平成30年3月27日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約560平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央右側 番号607 地区名 白糸台。

府中3・5・14号線九中通りの東側、都道299号線旧甲州街道の南側で白糸台文化センターの北西側に位置し、地区の全部、約750平方メートルを追加するものです。

8ページをご覧ください。

図面中央 番号188 地区名 若松町。

東京都水道局若松浄水所の東側、浅間山の北側に位置し、地区の一部、約1,640平方メートルを追加するものです。

9ページをご覧ください。

図面中央 番号309 地区名 南町。

市営第十南町住宅の東側、南町公園の南側に位置し、地区の一部、約660平方メートルを追加するものです。

10ページをご覧ください。

図面中央 番号347 地区名 西原町。

府中3・3・8号線新府中街道の西側、西原町東公園の北東側に位置し、平成30年1月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、1,290平方メートルを削除するものです。

11ページをご覧ください。

図面中央 番号363 地区名 美好町。

府中市立西保育所の西側、都道299号線旧甲州街道の南側に位置し、地区の一部、約560㎡を追加するものです。

12ページをご覧ください。

はじめに、図面中央 番号414 地区名 四谷。

府中3・4・6号線くすのき通りの南側、中央自動車道の北側、府中ひばり幼稚園の北東側に位置し、地区の一部、約270㎡を追加するものです。

続きまして、図面中央右側 番号413 地区名 四谷。

府中3・4・6号線くすのき通りの南側、中央自動車道の北側、番号414の東側に位置し、地区の一部、約170㎡を追加するものです。

続きまして、図面右側 番号608 地区名 四谷。

府中3・4・6号線くすのき通りの北側、番号413の東側に位置し、地区の全部、約460㎡を追加するものです。

続きまして、図面中央左側 番号609 地区名 四谷。

四谷文化センターの東側、中央自動車道の南側に位置し、地区の全部、約320㎡を追加するものです。

続きまして、図面左側 番号610 地区名 四谷。

四谷文化センターの南側、中央自動車道の南側に位置し、地区の全部、約350㎡を追加するものです。

13ページをご覧ください。

はじめに、図面中央右側 番号473 地区名 日新町。

日新小学校の西側、日新町第2公園の南側に位置し、平成30年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,220平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左側 番号437 地区名 四谷。

日新小学校の西側、府中3・4・3号線主要地方道20号の北側に位置し、平成30年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約760平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご意見等ございますか。

○委員（河内委員） はい、4ページの削除の部分は、今回転用が出ている場所と同じですか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、そうです。ここは買取り申請が1月31日に買取り申請が出され3ヶ月を経て、制限が解除されたものです。

○委員（河内委員） 3ヶ月で制限が解除され転用が可能となると、農業委員会に上程されるのが遅いのかなと思います。

○公園緑地課（宮本係長） 制限解除後、計画を立て開発許可の申請とかを行っていると、今になると思われま。

○委員（菊池委員） はい、生産緑地の解除と転用は全く別物で、今回はたまたま同じ総会に上程されたもので、何の問題もないと思います。

○議長（石坂委員） はい、よろしいですか。

もう一点、12ページの608のところは一団とのことですが、一団の範囲は決まっていますか。

○公園緑地課（宮本係長） 特に基準は決めておりません。一つの街区であれば一団でよいとの国土交通省の見解ですので、何メートルとかは決めずに、なるべく皆さんと相談しながら指定していきたいと考えています。

○委員（田中繁委員） はい、今回の変更で全部解除が4件ありましたが、今まで

も生産緑地は解除されたが生産緑地の標識杭が残っているところがあるので、一連の手続きが完了したら速やかに撤去してもらえるとありがたいです。

生産緑地を解除し、転用をするととなると耕作はあまりやらず、状況は良くない例がほとんどで、一般の方が見ると生産緑地なのに耕作していないとなりますので、よろしくをお願いします。

○公園緑地課（宮本係長） はい、業者への発注などのタイミングがありますが、時期を見計らって対応したいと思います。ご意見ありがとうございます。

○議長（石阪委員） はい、他によろしいでしょうか。（…）

それでは、本件については了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員の方は退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

○議長（石阪委員） それでは、9「その他」に入ります。（1）「8月度活動報告について」及び（2）の「次回の総会開催日」の説明を続けて事務局からお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは、8月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が7月24日に開催され、農地法4条の届出が1件、農地法5条の届出が3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、また、平成30年度の生産緑地地区指定に係る申請農地の報告をしていただき、その他の審議していただきました。

26日、27日は東京農業会議の職員研修会が行われ、農地法関係、市民農園関係法などについて講習があり、事務局が出席いたしました。

8月に入りまして、2日には、北多摩地区の農業委員さんの研修会が生涯学習センター講堂で開催され、委員さん7名と事務局が参加しました。21日には、東京都農業会議臨時総会が開催され、石阪会長と小柴局長が出席し、引続き理事会が開かれ石阪会長が出席されました。

また同日に、農林水産省農村振興局より「都市農地の貸借の円滑化に関する法律等に係る関東ブロックの説明会」が開催され、事務局と公園緑地課職員が参加しました。

同日夜には、農業簿記講習会が市役所北庁舎第3会議室で開催され、5名の方が

参加いたしました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが9月は21日金曜日、午後2時から、同場所で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。また、10月は23日火曜日を予定しています。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（3）の「その他」に入ります。

委員さんから何かありますか。（…）

事務局からありますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、先日、平成30年度府中市梨立毛品評会が開催されましたので、その結果を報告させていただきます。資料をご覧ください。期日は下見、事前審査を7月20日に、本見、審査の本番を7月25日に実施しました。会場は各梨園で行っております。審査結果につきましては最優秀賞併せて特別賞、マインズ農業協同組合長賞に〇〇〇さん、優秀賞に〇〇〇〇〇さん、優良賞に〇〇〇〇さんの各梨園が受賞され、以下記載のとおりです。総出品数は6園で、こちらは下見を12園実施した中からの出品となっています。審査、講評については記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、他にございますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、7月の豪雨の災害義援金の募集の件でございます。写しと書いてある東京都農業会議からの文書が来ておりますので、熊本の地震の義援金と同額の10万円をお送りしたいと考えています。ご了承のほどよろしくお願ひします。送金は東京都農業会議に送り、農業会議の方で各自治体に振り分けるそうです。

続きまして、もう一点、管外視察研修についてでございますが、ここで内容が固まりましたので、改めてご連絡します。出発は10月4日、8時ごろを予定しています。研修先等は、まだ業者が決まっておりませんので、調整する場合があるかもしれませんが、現段階では記載のとおりとさせていただきます。なお、恐縮ですが参加される方は、参加費2万円を9月21日の農業委員会総会で集めさせていただきます。よろしくお願ひします。また、切り取り線以下の参加、不参加をまだご提出していない方は、後ほどご提出ください。よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ここまでで、ご質問等ございま

すか。(…)

ご質問等がないようですので、本日の議事はすべて終了となりますので、「第14回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時50分開会